作業環境測定活動

1. 作業環境測定

■ 取り組み

2017年、厚生労働省は特定化学物質等に関する基準を再整備しました。オルトートルイジン、MOCA、および三酸化二アンチモンに関する法規制が施行されています。

労働衛生協会でも、新たに三酸化二アンチモン測定を 受注しました。

鉛中毒に代表される職業性疾病の発生は、職員健康診断や作業環境測定を始めとする労働衛生管理の周知により減少傾向にあります。しかし2012年、ジクロロプロパン使用を原因とする胆管がんの同時発症例が発表され、大きな社会問題となりました。

有害作業を原因とする化学物質中毒や職業性じん肺症は、いまだ撲滅されておりません。働く人々の作業環境の調査・改善を進め、適切なリスク管理を行うことは企業にとっての責務であり、迅速な対応が求められています。

万が一、作業リスクを放置して労働災害が発生した場合、企業に課せられるタスク(=発症者への保証、社会的責任、労働基準監督署への改善報告作成)は、事業経営を脅かす危険となります。また社内に労働災害が発生した場合、社内に残された従業員の皆様の安心を取り戻すことは決して容易ではありません。

一方で、2017年はストレスチェックが本格稼働しました。 大多数の企業では産業医を交えた安全衛生会議が行われ、作業管理見直しの機会となっています。産業医による 作業管理の計画は、労働災害発生前と後では、その意味 も価値も大きく違います。

(作業環境測定の実施と法的義務)

作業環境測定とは、事業場における有害要因に対して、 有害性の程度を評価し、結果に応じて作業環境を改善す る指標となります。また法定の有害作業を扱う事業者にとっ ては労働安全衛生法第65条によって課せられている法的 責務です。労働基準監督署の臨時検査では、年2回の実 施状況確認が行われます。

一方で、作業環境測定とは『有害因子(作業に含まれる人体に有害な事象)』を発見することにより、労働者と企業を守るリスク管理でもあります。企業が作業環境測定を用いて有害因子の含まれる作業を適切に管理することが、『作業者の健康を日常的に守る』と同時に『万が一の時、企業を守る』ことに繋がります。

(2017年度の測定部取り組み)

2017年、労働衛生協会測定部は、既存のお客様より大 規模受注を頂きました。主な要因は、新社屋、新規設備お よび新開発事業の導入への対応です。また法整備による対 象物質拡大や、新製品開発の原材料への測定点増加も挙 げられます。一方で、有害性のある業務の見直しを廃止す ることにより、測定対象外となる事業場もありました。

更に、新規で受注した事業所の影響もあり、対象物質、 対象事業場数ともに大幅増となりました。業務量に対応す るため、増員を行って業務にあたっております。

測定部では、『健康』で『安全』な職場を増やすため、 労働衛生改善の推進に取り組んでいます。

一部事業場の作業環境中には『ガス・蒸気・粉じん』等の有害物質や『騒音・放射線・高熱』等の有害エネルギーが存在し、働く人々の健康に影響を及ぼしています。企業は職業性疾病を予防するために、有害因子を管理する(=除去または一定のレベル以下に抑える)責任があります。

有害因子を管理するには、1) 作業環境の実態 2) 改善のための情報 の2点を調査把握する必要があります。以上2点を「作業環境測定」として測定し、事業場における有害因子の状態を評価分析することで、作業環境が良好か、もしくは改善措置が必要かを、法的基準に則して判断しています。

測定部では、お客様に『満足・安心』していただける測定結果を提供できるよう、日本作業環境測定協会主催の精度管理事業や講習会に参加し、精度向上に努めています。

また、お客様それぞれのご事情を伺うことや、質問回答、 改善策の提案を真摯に行っていくことで、より関係を密に できるよう心掛けております。

さらに、新規受託や作業内容変更、法律改正にかかる ご相談や、現場の下見調査等、迅速な対応を心がけ、お 客様にご納得頂けるよう日々努めております。

以上の活動から従業員の皆様が、安心して仕事に専念 できるよう、作業環境づくりを支援しています。

■ 活動結果·報告

2017年度の作業環境測定実施状況を報告します。34事業所、延べ318単位作業場の測定を実施しました。前年度比では顧客事業所数は変わらず(2件減少2件増加)、48単位作業場の増加となりました。

測定項目別の実施数は以下で推移しております。

・有機溶剤
・粉じん
・特定化学物質(金属類)
・特定化学物質(金属以外)
・等価騒音
218作業場(前年167作業場)
11作業場(前年11作業場)
・特定化学物質(金属以外)
19作業場(前年32作業場)
・等価騒音

増加要因については三酸化二アンチモンや、特別有機溶 剤等の法規制強化による測定件数の増加が挙げられまし た。

減少要因は、クロム酸や粉じんを取り扱う作業などの有害業務廃止が主となりました。更に東京都内の製造業では、騒音職場を始めとした有害作業の減少傾向が見られました。

2017年度の作業環境測定・リスク評価分布を報告いたします。

(全単位作業場318作業場)

・第1管理区分(良好な作業場)

290作業場(前年239作業場)

・第2管理区分(改善の余地がある)

14作業場 (前年11作業場)

・第3管理区分(改善が必要)

14作業場 (前年22作業場)

改善が必要な第3管理区分の作業場数は減少しましたが、未だ改善の余地がある作業場を多く残しています。

一部では、管理状態の向上や当該作業廃止による改善 も見られました。また不良環境と報告、改善提案の後に再 度測定すると、管理状況を法定基準まで改善できた事例も ありました。

しかし経年で改善が見られない事業場も残っております。引き続き最新の測定状況を説明、改善措置を講じていただくよう提案を続けて参ります。